

住宅等の脱炭素化促進補助金事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は住宅等の脱炭素化促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(補助対象経費)

第3 要綱第2条第1項第14号に規定する補助対象経費の項目は、別表第1に掲げるとおりとする。

(対象システム)

第4 要綱第5条第1項に規定する対象システムの要件は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金額)

第5 要綱第6条第1項に規定する補助金額は、別表第3に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6 要綱第7条第1項に規定する必要書類は、別表第4に掲げるとおりとする。

2 要綱第7条第1項に規定する期間は、令和8年7月1日から令和9年2月12日とする。

3 別表第4中ZEH事業及びGX事業の項中シに係る部分については、前項の規定によらず、令和8年7月1日から令和9年3月19日までに市長に提出するものとする。

(補助事業の完了期限)

第7 要綱第11条第1項に規定する日は、令和9年2月12日とする。

(補助金の請求)

第8 要綱第14条第1項に規定する日は、補助金交付額を確定した日から20日以内又は令和9年3月31日のうちいずれか早い日までとする。

(取得財産等の管理期間)

第9 要綱第16条第1項に規定する期間は、別表第5に掲げるとおりとする。

(申請書類等の提出)

第 10 交付申請書、補助金取下届出書及び請求書は、名古屋市電子申請システム又は本市が受付等の業務を委託する者に提出しなければならない。

(委任)

第 11 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金事務取扱要領の廃止)

2 名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金事務取扱要領（平成 29 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

3 名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金事務取扱要領（平成 25 年 4 月 5 日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 補助対象経費一覧

対象システム	補助対象経費	
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（蓄電システムと同時に設置する場合のハイブリッドパワーコンディショナを除く。）及びその他の付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入並びに設置に係る費用	
蓄電システム	リチウムイオン蓄電池、制御部（例：蓄電池ユニット）、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）及びその他の付属機器（計測・表示装置、配線、配線器具）の購入並びに設置に係る費用	
HEMS	本体機器及び計測装置の購入並びに設置に係る費用	
ZEH等を構成する設備	高断熱外皮	外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓（ガラス、サッシ）の購入並びに設置に係る費用
	空調設備	冷暖房設備の熱源機及び室内機（エアコンのみ）の購入並びに設置に係る費用
	給湯設備	給湯設備の熱源機及び貯湯タンクの購入並びに設置に係る費用
	換気設備	換気設備（24時間換気設備）の本体の購入及び設置に係る費用
	HEMS	本体機器及び計測装置の購入並びに設置に係る費用
	再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備については、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ及びその他の付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）の購入並びに設置に係る費用 その他の設備については、機器の購入及び設置に係る費用
	充電設備又は充放電設備	充電設備または充放電設備本体、電力変換装置及びその他付属機器（計測・表示装置、配線、配線器具）の購入並びに設置に係る費用
V2H	V2H本体、電力変換装置及びその他付属機器（計測・表示装置、配線、配線器具）の購入並びに設置に係る費用	
断熱窓改修	設備本体（窓、ガラス）の購入並びに設置に係る費用から、国のリフォーム支援事業における断熱窓改修に係る補助金の額を減じて得た費用	
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品（リモコン、配管カバー等）、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付及びこれらの工事に付随するその他工事に関する費用、燃料電池システムの試運転に係る費用	

別表第2 対象システム一覧

対象システム	要件
太陽光発電設備	<p>ア 太陽電池モジュールを住宅の屋根又は当該住宅の敷地内に設置するもの</p> <p>イ 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電設備が設置される住宅において消費されるもの</p> <p>ウ 配線方法が余剰分を逆潮流する配線であること（全量を逆潮流する配線でないこと。）</p> <p>エ 未使用品のもの（移設されたもの、同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは補助対象外とする。）</p> <p>オ 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。）</p>
HEMS	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象機器であること。ただし、共同住宅に設置するHEMSについてはこの限りではない。</p> <p>イ 未使用品のもの（移設されたものは補助対象外とする。）</p> <p>ウ 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。）</p>
蓄電システム	<p>ア 常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該住宅で消費するもの</p> <p>イ 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているもの</p> <p>ウ 未使用品のもの（移設されたものは補助対象外とする。）</p> <p>エ 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。）</p>
V2H	<p>ア 国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの</p> <p>イ V2Hを設置する住宅、事業所に太陽光発電設備が設置されていること。設置されていない場合は、V2Hの設置と同時に設置すること。</p> <p>ウ イの太陽光発電設備と接続すること。</p> <p>エ 未使用品のもの（移設されたものは補助対象外とする。）</p> <p>オ 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。）</p>
ZEH等を構成する設備	<p>ア 当該設備を設置する住宅が令和8年度に国ZEH等支援事業における補助金の交付を受ける戸建住宅であること。</p> <p>イ 未使用品のもの</p> <p>ウ 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。ただし、エネルギーに係る設備については所有者を問わず、当該住宅の敷地内に設置されているものとする。）</p>
断熱窓	<p>ア 令和8年度に国のリフォーム支援事業における補助金の交付を受けるもの</p> <p>イ 国の補助事業における補助対象製品として一般社団法人環</p>

	<p>境共創イニシアチブ（SII）、公益財団法人北海道環境財団又は住宅省エネ 2026 キャンペーン事務局により登録されている製品であること。</p> <p>ウ 内窓設置、外窓交換又はガラス交換を伴う改修とすること。</p> <p>エ 従来設備の改修であり、新築又は増改築にあわせたものでないこと。</p> <p>オ 改修後の熱貫流率が $2.3\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下となること。</p> <p>カ 未使用品のもの（移設されたものは補助対象外とする。）</p> <p>キ 補助事業者が購入するもの</p>
家庭用燃料電池システム	<p>ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会により停電時自立運転機能付きの機器として登録されているもの</p> <p>イ 未使用品のもの（移設されたものは補助対象外とする。）</p> <p>ウ 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外とする。）</p>

別表第3 補助金額一覧

対象システム	個別要件
太陽光発電設備	<p>ア 築 10 年以下住宅に導入又は購入する場合は、太陽電池の最大出力に 2 万円を乗じて得た額とする。</p> <p>イ 築 10 年超住宅に導入又は購入する場合は、太陽電池の最大出力に 3 万円を乗じて得た額とする。</p> <p>ウ 補助上限容量は 9.99kW とする。</p> <p>エ 一つの敷地内に複数の太陽光発電設備を同時に導入する場合は、市長は補助金の限度額について条件を付すことができる。</p>
HEMS	1 件当たり 1 万円とする。
蓄電システム	<p>ア 蓄電容量に 1 万 5 千円を乗じて得た額とする。</p> <p>イ 補助上限容量は、10kWh とする。</p>
V2H	1 件当たり 5 万円とする。
ZEH等を構成する設備	<p>ア ZEHを建築又は購入する場合は、1 件当たり 10 万円とする。</p> <p>イ ZEH+を建築又は購入する場合は、1 件当たり 20 万円とする。</p> <p>ウ GX志向型住宅を建築又は購入する場合は、1 件当たり 30 万円とする。</p>
断熱窓	補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額（10 万円を超える場合にあっては、10 万円）とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。
家庭用燃料電池システム	1 件当たり 3 万円とする。

別表第4 必要書類一覧

補助事業	必要書類
<p>一体的 導入事業</p>	<p>ア 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書及び注文請書の写し</p> <p>イ 対象システムを設置する住宅の登記事項証明書、固定資産の評価証明書又は固定資産税の課税明細書（登記事項証明書は交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。固定資産の評価証明書及び固定資産税の課税明細書は交付申請書の提出に係る年度のもの。複写したのも可とする。）</p> <p>ウ 法人の登記事項証明書（交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。法人が申請する場合に限る。複写したのも可とする。）</p> <p>エ 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料（管理組合の管理者が申請する場合に限る。）</p> <p>オ 対象システムを設置する住宅全体のカラー写真</p> <p>カ 設置する太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図</p> <p>キ 補助事業者の住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書（交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。個人が申請する場合に限る。複写したのも可とする。）</p> <p>ク 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、HEMS、蓄電システム又はV2Hの設置状況を示すカラー写真</p> <p>ケ 領収書等の写し（補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）</p> <p>コ 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し（住宅の所有者が対象システムを設置し、電力受給契約者が借借人である場合は、借借人名義のもの。）</p> <p>サ メーカー又はメーカーを代行する業者の発行する太陽電池モジュールの出力対比表（設置枚数分の製造番号及び太陽電池モジュールの実出力が記載されているもの）の写し。ただし、メーカーを代行する業者が発行する太陽電池モジュールの出力対比表を提出するときは、太陽電池モジュールに同梱されている製造番号表（製造番号と出力値が記載されているもの）の写しを添付しなければならない。</p> <p>シ パワーコンディショナのメーカー名、型式及び製造番号が確認できるもの（銘板のカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し等）</p>

	<p>ス 設置した太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又はV2Hの保証書等の写し（保証開始日、補助事業者の氏名、設置住所及び型番が確認できるもの）</p> <p>セ 「なごや太陽光倶楽部」入会申込書（個人（個人事業主及び管理組合の管理者を除く。）が戸建住宅に太陽光発電設備を設置する場合に限る。）</p> <p>ソ 住宅の引渡証明書等の当該住宅の引渡日が確認できる書類（対象システムが設置された住宅を購入する場合に限る。）</p> <p>タ 非常用コンセントの設置状況を示すカラー写真及び非常用コンセントを居住者に周知したことが分かるもの（自立運転機能を備えた対象システムを共同住宅に設置した場合に限る。）</p> <p>チ その他市長が必要と認める書類</p>
<p>ZEH事業 及び GX事業</p>	<p>ア 補助事業に係る住宅の工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書及び注文請書の写し</p> <p>イ 補助事業者の住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書（補助事業に係る住宅のもので、発行日が交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。個人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。）</p> <p>ウ 住宅全体のカラー写真</p> <p>エ 住宅の引渡証明書等の当該住宅の引渡日が確認できる書類</p> <p>オ 領収書等の写し（補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）</p> <p>カ 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し</p> <p>キ 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの設置状況を示すカラー写真又はこれと同等と認められる書類</p> <p>ク 設置された太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図</p> <p>ケ メーカー又はメーカーを代行する業者の発行する太陽電池モジュールの出力対比表（設置枚数分の製造番号及び太陽電池モジュールの実出力が記載されているもの）の写し。ただし、メーカーを代行する業者が発行する太陽電池モジュールの出力対比表を提出するときは、太陽電池モジュールに同梱されている製造番号表（製造番号と出力値が記載されているもの）の写しを添付しなければならない。</p> <p>コ パワーコンディショナのメーカー名、型式及び製造番号が確認できるもの（銘板のカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し等）</p> <p>サ 国ZEH等支援事業の完了実績報告書の写し又はこれと同等と認められる書類</p>

	<p>シ 国Z E H等支援事業の補助金交付額確定通知書の写し又はこれと同等と認められる書類（国Z E H等支援事業の額確定を受けたことが分かる書類）</p> <p>ス B E L S評価書の写し（省エネ性能表示制度及びその表示に関する評価書）</p> <p>セ 設置した太陽光発電設備、H E M Sの保証書等の写し（保証開始日、補助事業者の氏名、設置住所及び型番が確認できるもの）</p> <p>ソ 「なごや太陽光倶楽部」入会申込書（個人（個人事業主及び管理組合の管理者を除く。）がZ E H等を建築又は購入する場合に限る。）</p> <p>タ 法人の登記事項証明書（補助事業に係る住宅のもので、発行日が交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。法人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。）</p> <p>チ その他市長が必要と認める書類</p>
<p>Z E H蓄電事業 及び G X蓄電事業</p>	<p>ア 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書及び注文請書の写し（Z E H事業及びG X事業に定める書類と同一の場合は不要）</p> <p>イ 領収書等の写し（補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの。Z E H事業及びG X事業に定める書類と同一の場合は不要）</p> <p>ウ 蓄電システムの設置状況を示すカラー写真</p> <p>エ 設置した蓄電システムの保証書等の写し（保証開始日、補助事業者の氏名、設置住所及び型番が確認できるもの）</p> <p>オ その他市長が必要と認める書類</p>
<p>V 2 H 事業</p>	<p>ア 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書及び注文請書の写し</p> <p>イ 法人の登記事項証明書（交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。法人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。）</p> <p>ウ 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料（管理組合の管理者が申請する場合に限る。）</p> <p>エ 補助事業者の住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書（交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。個人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。）</p> <p>オ 領収書等の写し（補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）</p> <p>カ 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」もしくは「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」等太陽光発電設備が設置されていることが証明できるもの（申請</p>

	<p>する年度の前年度の3月以降に発行されたもの。)</p> <p>キ 住宅等全体のカラー写真</p> <p>ク V2Hの設置状況を示すカラー写真</p> <p>ケ 設置したV2Hの保証書等の写し(保証開始日、補助事業者の氏名、設置住所及び型式が確認できるもの)</p> <p>コ 住宅の引渡証明書等の当該住宅の引渡日が確認できる書類(対象システムが設置された住宅や事業所を購入する場合に限る。)</p> <p>サ 対象システムの設置場所が名古屋市内にあることが確認できる書類(対象システムを設置した住宅等に居住している者の住民票若しくは住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書又は対象システムを設置した住宅等の登記事項証明書、固定資産の評価証明書若しくは固定資産税の課税明細書等。住民票、住民票記載事項証明書又は登記事項証明書は交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。固定資産の評価証明書及び固定資産税の課税明細書は交付申請書の提出に係る年度のもの。エに定める書類で確認することができる場合を除く。複写したものも可とする。)</p> <p>シ その他市長が必要と認める書類</p>
蓄電事業	<p>ア 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書及び注文請書の写し</p> <p>イ 法人の登記事項証明書(交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。法人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。)</p> <p>ウ 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料(管理組合の管理者が申請する場合に限る。)</p> <p>エ 補助事業者の住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書(交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。個人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。)</p> <p>オ 領収書等の写し(補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの)</p> <p>カ 電気事業者の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」もしくは「再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ」等太陽光発電設備が設置されていることが証明できるもの(申請する年度の前年度の3月以降に発行されたもの。申請者の氏名又は対象システムを設置する住宅の住所が確認できるもの)</p> <p>キ 住宅全体のカラー写真</p> <p>ク 蓄電システムの設置状況を示すカラー写真</p> <p>ケ 設置した蓄電システムの保証書等の写し(保証開始日、補</p>

	<p>助事業者の氏名、設置住所及び型式が確認できるもの)</p> <p>コ 住宅の引渡証明書等の当該住宅の引渡日が確認できる書類 (対象システムが設置された住宅を購入する場合に限る。)</p> <p>サ 対象システムの設置場所が名古屋市内の住宅にあることが確認できる書類 (対象システムを設置した住宅に居住している者の住民票若しくは住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書又は対象システムを設置した住宅の登記事項証明書、固定資産の評価証明書若しくは固定資産税の課税明細書等。住民票、住民票記載事項証明書又は登記事項証明書は交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前 6 か月以内のもの。固定資産の評価証明書及び固定資産税の課税明細書は交付申請書の提出に係る年度のもの。エに定める書類で確認することができる場合を除く。複写したのものも可とする。)</p> <p>シ その他市長が必要と認める書類</p>
<p>断熱窓 改修事業</p>	<p>ア 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書及び注文請書の写し (補助対象経費の算定根拠がわかるもの)</p> <p>イ 対象システムを設置する住宅の登記事項証明書、固定資産の評価証明書又は固定資産税の課税明細書 (登記事項証明書は交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前 6 か月以内のもの。固定資産の評価証明書及び固定資産税の課税明細書は交付申請書の提出に係る年度のもの。複写したのものも可とする。)</p> <p>ウ 法人の登記事項証明書 (補助事業に係る住宅の住所所在地のもので、発行日が交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前 6 か月以内のもの。法人が申請する場合に限る。複写したのものも可とする。)</p> <p>エ 補助事業者の住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書 (補助事業に係る住宅のもので、発行日が交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前 6 か月以内のもの。個人が申請する場合に限る。複写したのものも可とする。)</p> <p>オ 領収書等の写し (補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの)</p> <p>カ 住宅全体のカラー写真</p> <p>キ 改修前後の状況を示すカラー写真</p> <p>ク 住宅の平面図又は間取り図 (対象システムに改修する部分の配置及び数量がわかるもの)</p> <p>ケ 断熱窓の規格、性能等が分かる書類 (製品のメーカー名、製品名、製品型番及び熱貫流率等が確認できるもの)</p> <p>コ 出荷証明書又は納品書等の写し (補助事業者が設置した対象システムのもの)</p>

	<p>サ 国のリフォーム支援事業の完了実績報告書の写し又はこれと同等と認められる書類</p> <p>シ 国のリフォーム支援事業の補助金交付額確定通知書の写し又はこれと同等と認められる書類（国のリフォーム支援事業の額確定を受けたことが分かる書類）</p> <p>ス 工事完了報告書等の工事完了日が確認できる書類</p> <p>セ その他市長が必要と認める書類</p>
<p>家庭用 燃料電池事業</p>	<p>ア 工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は注文書の写し及び注文請書の写し</p> <p>イ 法人の登記事項証明書（交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。法人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。）</p> <p>ウ 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料（管理組合の管理者が申請する場合に限る。）</p> <p>エ 補助事業者の住民票又は住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書（交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。個人が申請する場合に限る。複写したものも可とする。）</p> <p>オ 領収書等の写し（補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）</p> <p>カ 住宅全体のカラー写真</p> <p>キ 家庭用燃料電池システムの設置状況を示すカラー写真</p> <p>ク 設置した家庭用燃料電池システムの保証書等の写し（保証開始日、補助事業者の氏名、設置住所及び型式が確認できるもの）</p> <p>ケ 家庭用燃料電池システムの製造番号及び発電出力が確認できるもの（銘板のカラー写真等）</p> <p>コ 対象システムの設置場所が名古屋市内の住宅であることが確認できる書類（対象システムを設置した住宅に居住している者の住民票若しくは住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書又は対象システムを設置した住宅の登記事項証明書、固定資産の評価証明書若しくは固定資産税の課税明細書等。住民票、住民票記載事項証明書又は登記事項証明書は交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。固定資産の評価証明書及び固定資産税の課税明細書は交付申請書の提出に係る年度のもの。エに定める書類で確認することができる場合を除く。複写したものも可とする。）</p> <p>サ 住宅の引渡証明書等の当該住宅の引渡日が確認できる書類（対象システムが設置された住宅を購入する場合に限る。）</p> <p>シ 「くらしカーボンニュートラルクラブ」入会申込書（個人（個人事業主及び管理組合の管理者を除く。）が住宅に家庭用</p>

	燃料電池システムを設置する場合に限る。)ス その他市長が必要と認める書類
--	--------------------------------------

別表第5 管理期間一覧

対象システム	管理期間
太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又はV2H	事業完了日から6年間
ZEH、ZEH+又はGX志向型住宅を構成する設備	事業完了日から6年間
V2H	事業完了日から5年間
蓄電システム	事業完了日から6年間
断熱窓改修	事業完了日から10年間
家庭用燃料電池システム	事業完了日から6年間